方鈔自筆

番外書册

和書門
類 一八七六九
號 一八四
函 五
架 四五
册

内閣文庫
和書
類 一八七六九
號 四五
册
函 二二
架 二三

糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

内閣文庫
番號 和 18769
册數 45 (44)
函號 211 305

国立公文書館
National Archives of Japan

○ 郡司等ふかせて事ふれしとき

[illegible]首の由ふかせられ

[illegible]大和の系ありし時の次第と

[illegible]東之年不

[illegible]何時定て年号四倍日和記云永和二年十月

[illegible]前之例 畿内国次位大和国ノ處之ノ先ニ勅宣撰新式改

之次以東国ノ處之ノ第二云云然とハ平安城遷都の後延暦十三年四十

二年ハ明天皇れ勅定ありしと云々

○ 天子位ハ賜ると天照とりふ法花国院のすりの称号ありし古

[illegible]なりしとも

○ 別屋今関東代官所等ノ隔舎とうとせり

○ 遠列 枝葉山

浅草文庫

大華山秋葉寺本尊観音三天坊ハ又同国光明山ハ大猪山
光明寺ト号ス本尊ハ虚空蔵勿ノ此西寺曹洞流乃
古禅利ノ所ニ秋葉寺ハ往昔天平年中ニ造ル
正二位前右大将清室淨辯居士 天野景頼 秋葉城主
宗天院前戸部侍郎顕道義本居士 天野遠勢
是等秋葉寺代大檀越ナリ

弥陀種子

法身表

蓮華部

三昧耶印

報身表

金剛部

形像

應身表

佛陀部

四身

自性身
受用身
變化身
等流身

米粉（ヘイサイ）碎米なり（メサイ）俗云ぶくし

裸麥（ダダキ）赤剥麥なり俗云あらむぎ

青蓮眦丹菓唇と對せり紺青蓮花なり青白分明にして
大人眼目に象あるなり維摩經に丹菓梵語を頻婆と云こ
れ相思子といふ飜譯名義集に唇ふくれなり和俗云唇ふくれ

道元部抜去第一段ぶ

ゆどそくいそうしいそ二階ど義そのほ動ふぬるり
さうみ〜実を浮世のもうさう枝かくのてうしいとうとばぬれ
ゆ〜とものとそいふ古ものんあをかまひ作んあや
白川院八宮ゑと重〜まり〜ゆ年の兄婦世のとく〜治客なさ
しあおい代ぎうりくうさ渋ぬ器ゑ作ふ深て紅おうとく

さて又むかしとかくありしとそ　此後高雄大人と云ものは此人なり　長門守
高階経敏が家人周防守の子初めより　東大寺別当敏覚の甥なるとかや
ていとくしてそのはじめに出家しと白河院御宇の時天眼に成りにけるとして
鬘飾上し出家也ありて元服し遠藤の子に仕へ北面の武者盛遠
といひしが後にはかの文覚なりし
是はその比ハ名高き北面の武者の別当なりし　東叡山定
主の時寄附しまいらせらる其後此の僧正も大僧正に山石
御十郎といへる者あり　世渡るまの者なりし　彼の母の宮は
しかりけれとも一種の女なり人の女に有とおほされは衣川と
御ともにて家にまいりて無に人の戸口を例のことく○にかへりけるに

山をとりてあらはれける頃村あり家にかの母のもとへ
むかしの宮の事あるを渡辺の渡か妻をか見まいらせてあはれ
せんと思ふは御身のあまりてまさなし　依て家なるを○して手をとり
ふかく何とはしれすして彼女にかたらひけり盛遠にあけしく
此の者の渡辺まて事をしれはし信実は人をいたして夜ふかに帰り人の宮を
まさなくて○にまいらせて夜ふかに御かたの御手をいひて事をしれ
あるあはれの事を聞てかの家の内にもまいりてやかて出て我身に行ひて来るも
かくの如く我かへりしかは渡の妻の事を記しけり彼を
してき御なへの顔にて其身は渡への家にて我身も見て我身
渡辺の渡を通りしにあるかの女房水中に浮にわたりて

却て我とのせりあひ[illegible]のうしろ[illegible]
[illegible]我を推[illegible]
[illegible]
[illegible]に動[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

仰一切絶と彼島に[illegible]
[illegible]
我国沿革備忘罪科の民と其領境を追ひ代の累とすること
間々あり[illegible]実[illegible]の仰[illegible]

科人遠敵[illegible]

[illegible]科人の[illegible]敵[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

○

河内國玉手山福寺珂億上人我故君光安公に浄土宗五重の相傳
[illegible]
常不退轉の念佛有と[illegible]

○

浄院小資料と消[illegible]彼菩提と[illegible]上人円寂の後八珂慶
上人彼寺と侍持せ[illegible]
[illegible]

○

那古屋府下城内外諸士宅地市井屋舍
本田秋米二千一百九十七石八斗之也
此外近年所増の地八此偖小[illegible]

見幼學須知雜字大全

○

[illegible]

今俗い近代俗家陶器の
小さの酒盃と持さ
□かくのごとく和國のまろ
おるかさのゆえなり

唐の盃

鍾唐音チョン
俗訛りてチョクトゝ云

○

金陵鄭元美が繡梓セし南北時尚繡逸心用般譜酒令一巻飲酒の
慰しの少、禮客の正しきふ行たゝく口古詩句類ふ一統山河壮帝
居句首ニ陵風雨自南来等文三峽樓臺淹日月等百ナ方の又正月
より十二月までの字あり詩或ハ春夏秋冬天地風花月日何ゝとも

喜類の字ある詩と同ゝ
子員にしてしてとゝ詞とゝ
□□六宮　□□文移北　□□五更三　如此
□□粉黛無　回□計成天　□□點入奪　般圖
□□顔色　□□象　□□行　六十
又硃窩譜ハ四般圖ハ李の孫ハ
一字折開両字音同酒令
相木目　鈐金今　鉗金介　任人壬　湘氷目　淋氷木　キ十一
哇吐土　邃竹逐
文字のヘンツクリのことを形書ハ化字とゝ
疑懐モハ日ン

○ 贇懷（メウコウ）　えれハ（ヨロシ）

○ 扁　字書に如ち閑に門の潤と
　　えれハ門のそなはるなり

文音机器破未離といへハ
机ねのゐるもとなり

皇世の大臣家ハ嘉ちるとハ弟子内親王配二條綱平と書へし親王
家に嘉ちるとハ内親王伏見殿入簾と書へしと
ゆゑ
なり

○ 奉試賦秋興次建除等十二字居句頭

治文雄

建西星初轉除濕金正王滿江鴻習冀及平陸菊叢香定識幽閑
廿執桃織錦章破篋寒蟲納薄危牖月光涼成雨葉声乱收芳草色
黄開書固賢候閑戸歓潘郎

迴文詩　　橘在列　大和守　秘樹子

寒露曉雨沾葉晩風涼動枝殘声蟬雪々列影雁離々蘭色紅添砌
菊花黄八滿竹葉團々月從耳嶺皎々水澄池

走鄰詩　異郷所謂偏旁体也　　藤原敦隆

愚意慙斬意意急急奴怒妃悲勿恐恐志悲感恩恩應念忠

右見春齊一人一首

○ 明永樂中一来常とい安ゆ子ふ倭の海上に倭軍破を
係小せられ日本ハ天竜寺の恵大歳ゆり親の支と歓ミ
ーに大歳惻然として憐之公ゆ十て縱ーゆ心丘濬代瓊臺
類稿四十七にハ倭人情深ク考心と感ーと称せり

○
束帯着用次第
先ず冠懸緒次赤大口次鞾次表袴次大帷袴夏次位袍夏次、
石帯次、劔平緒次笏次履本義罩下龍或緒太

衣冠次下着用無子細仍略之見裝束指掌篇

○
と申こゝ釈氏祭主の伽藍神の号其府君某真君某使者某判
官等と称するも道教に称ある泰山府君司命真君五瘟
使者酉廷三判官の類なり又密教にも吸火元師の法と方術
家乃ち元帥八武部にして、帥、伯、元帥、接、趙元帥王元
師乃ち

○
東華紫府少陽帝君東王父也

西灵母西王母也又名九灵太妙亀山金母
家国ふつさ板の詞と東王父西王母とゝ云ふ所道家の
こゝと相応する所有合せ下ゝ所に二仙宮八震兌
少陽陰の象とゝ

○
芝利家
三家　吉良　石橋　澁川　三置領　細川　白山
四職　山名　一色　京極　赤松
城内家八長柄の塗鞘八免許ありて今尾張紀伊水戸三家塗鞘
ならぬ彼例とや

○
首佛多〻観音講ありて近世伊勢講と称し結尻し頭と集メ貸

して其息を殖し冬宮の費に供せり是市井の人路費の備を記
せのみにて無事の備へ手意に永禄中已に備りあり室町日記に
見へたり千文也
上京今出川上大泉坊といふ者伊勢御師の越後方へ使用
しける時も祈禱料として捨取る願指出されて書入
あり
伊勢講之代物預置事所領相続令致混乱者先年
御下知之例ニ任て有改動之上ハ自是可加催促候也
仍下知如件
年号月日　貞親
　　　　　長高
上京今出川
大泉坊太夫慶存殿
是によりて是れハ時俗の不届を金剛しとなし
相州藤沢清浄光寺十四世の住持上人ハ南朝の忠臣小倉宮御子
なりといふ是を十四世し是新田有親及其子親氏の法師なりといふ
後醍醐院の時の後ハ朝憲いかにし廃れ我等の恐うるの無に安かりし
正應のころ伏見院年号亀山院上皇にて法会を催しのち広く叡志あ
りしに事洩て東国西国へ聞へ時宗をさへ出り上皇を遠ざけ奉りし
まつりし四十九日中に院の子孫ひ盟書を与へて賜りける
正中元年者聖先皇実忠をとふらひあらはれしのちの時

高附ちて辻堂と称へ世の中絶しかりしかの古文を写しかりしを
元亀山の古記ありてみ度なんと奉せられ侍りぬ　天正廿年
そして世間の利しまを盟誓の神主と物語り　恐れ多き
御和歌なり皇家の御徳ひろく世間にて武威を振るも
活ひしかれハそなたに生ハ多しとなり
鳥の卵小ぶりにて大きなるハ雄なり雌なり又一卵のうち
卵黄多きものハ雄なり平新しく雄卵ハ雌卵ハ細きものなり
唯卵ハ細きものなり天地造化の始より精血の和して初せし
体身と一生の形を人も男女と別れたるハ托胎の時自定まるを
佛名愛欲男子の活是なといひて造化の工を歎き利を得ハ増

ひとしきものなり

○

唐の御宝市の祖父ハ皇所のもと第一て物語ハ何ものか若
これハ斟精蹟牛といふ平の姿なり留青集等に見る小汁の斟平
文章を用り書と紋銘を執といふ形書林斟本の象形とも
者なりなるにハ何れ元て平を用て物と作る支道家佛法
意ありて上古れるなり

○

十洲通載水宮の歌

もの物とやーかーとくもしれ有けて天の数に

○

五辛

荊楚歳時記五辛盤ハ本竹時珍の説と梅ものハ

葱 ヒトモシ 蒜 ニンニク 韭 ニラ 蕓多 タナ 芥葉 カラシハ

佛書ニ五辛梵網経ニ大蒜茗荷葱韮葱茴蘭葱興渠興渠ハ我国ニナキ
ナリ玄應カ音義ニハ阿魏ナリトイヘト阿魏ハ艸ト木ノ二種アルヨシ
ナリ又ハ芸薹ヲ云ト或書ニ見ヘタル古来定カナラサル故近年関東ノ
服忌令ニモ興渠知レサル由ヲ記シ玉ヘリナニ學文シタル者ノ云ナシカハ
知レサルヘキ艸河魏ナル モノヲナニト云ノヽシル柳營ノ有司豈是ヲ
知サルベケンヤ定カナラスヽリ天下ニ令シ玉ハザルハ實ニ国家ノ昭典
ト覚ヘ侍ル

道家五辛ハ 韭 ニラ 芸薹 ヨシ 胡葱 ニラ 蒜 ニンニク 薤 ヤニラ

○

本朝文粹ノ都良香所述道場法師傳云法師者尾張国阿育郡
人也ト尾張古ヨリ八郡ニシテ阿育郡ナシ愛知郡ノ誤ナリ道場
法師生地ノ村里何レノ所ト云ヲ不記法師生レテ霊蛇頸ヲ纏ヒ続
リテ首尾相至リテ後ニ並坐リトヽ云ヘリ今愛智郡尾頭村アリ
蓋兒ノ生地カ又道場ハ南都元興寺ノ僧トナルト今尾頭村ニ元興
寺ノ旧跡アリ尾州ノ元興寺ハ南都ノ寺号ヲカリテ造レルヨヤ今
廢寺ノ地古凡多シ好事ノ者硯トス何レノ時ニヤ寺ヲ牛立村ニ
移シ今願興寺ト称シ本願寺ノ門徒トハナレリ廢地ニハ藥師堂
ノミ残レリ古佛ノ破像多シ傳ヘ云此寺ハ源為朝所立ト為朝塚ハ
古渡村東泉寺ノ近境ニアリ不審為朝ノ尾張ニ久セシコト為朝記ニ
意フニ別為朝ト云人アリシニヤ 載セス

○戰場ニ螺ヲ吹ハ胡俗ナリ賢愚經ナトニアリ寶螺ノ粉素ヨリ浮屠氏ノ書ニ出タリ

○洛東淨土寺村ニ安西世繼山本中山ノ四家民ノアリテ必課ナシ是ハ義政慈照院ニ移リ王ヒシ時近仕セシ人ノ裔ナリトカヤ世ニ云安西柿ハ本當氏ノ家ニ栽シ種ナリトソ

○源頼義朝臣東奥ヲ征シ賊ノ耳ヲ殺テ京師ニ携ヘ來リ一地ニ埋ミ堂ヲ建等身弥陀ノ像ヲ安置セラレシ今六條坊門西洞院ノ西耳輪堂是ナリ豊臣秀吉朝鮮ヲ攻韓人ノ耳ヲ取リ洛東方廣寺ノ境埋ミ耳塚ト呼シシハ耳輪堂ノ例ヲ繼シシトナン

紀刃道成寺鐘今京師妙滿寺日蓮宗ニ在リ其銘曰紀州日高郡矢田庄文武天皇勅願所道成寺治鐘勸進比丘別當法眼定秀檀那源萬壽丸并吉田源頼秀合山諸檀越男女大工山願道願小工太夫守長延曆十四年乙亥三月十日

按ルニ源氏ハ嵯峨天王弘仁五年五月八日皇子八人ニ源姓ヲ賜フ先此延曆ノ時源萬壽及ヒ源頼秀等アルコト不審ナリ若延曆ノ字誤レル者歟

○名古野城主今川左馬助源氏豊女ハ中野又兵衛重吉ニ嫁シケル重吉ノ女熱田祝司ノ家ナリシガハ重吉老後田嶋篤居シ其妻ノ為ニ一禪刹ヲ建テ香火ノ場トセリ秋月院ノ号ハ很妻女秋月院花顔宗桂禪尼ト称ス慶長六日七日故ナリ開基ノ僧ハ下野國富田大中寺十世ノ住

建室宗寅和尚室吉八慶長三年戊戌十二月晦日田嶋ニ於テ卒セリ
法名ハ孚雲宗參居士今其牌子共ニ寺ニ安置セリ

○

灸艾一灼ヲ一壯ト云東呉ノ都印ゲ三餘贅筆ニ用テ艾一灼ヲ謂之ヲ一壯ト
沈存中ガ曰以ヲ壯人ヲ為法ト其言ハ若干壯ト壯人當ニ依ヲ此數ニ老幼羸弱
量ヲ力減ス之ヲトイヘリ今庸醫人ヲシテ壯盛ナラシムル故壯トイフハ沈氏ガ説
ヲ見サル誤ナリ

毛利掃部助及加賀井弥八帝女人ハ尾刀中寫郡大須庄小野村真福寺
ノ家老ナリシトイウ豊良家ノ幕下ニ屬シ采地ノ朱章ヲ得シモ利氏ハヤカミ村ヲ
代ヒ領セリ加井ハ関東ノ役所仇ヒ故
桜スルニ後村上院皇子仁瑜法親王真福寺參ノ時此氏坊官
ナリシ宮迁化ノ後自ラ所ヲ押領シテ住居セントスヽ

○

賀茂祭ニ葵桂両種ヲ挿ムヲ始ヤリ

葵

これ本ふてうんかのかしは
類ノ葵ハ人ヲ多クヲ
らを多くかし

桂

○

信長諸国の城郭を廣ゝ構五六間に造り石垣柳樹を植しむ
村に田畑の貴あり村の人花言ゝ
世ハ地獄道ハ極楽人ハ畧身ハ濁酒ちやうちん

○

信長教害の後太政大臣を御ぶれ住忠ふ右大臣を贈らる一代の中
參内許賀の礼も可ゝ冠帯ハ撒ものもし給ふとして贈官ゝ
ゝゝゝゝ　右ハ三季物語ノ説ヤ

○

法華宗追部　院宣案

被院宣稱近日有二類之僧徒為諸宗讎敵禁誡之趣嚴制先畢
而無憚憲章不恐勅命乍居於洛陽結黨於道場引率子
同朋妄稱法華持者号之自宗飽破佛法天台之所說月氏之
教相豈如斯乎雖似展轉隨喜之功德忽犯誹謗正法之罪障以外道
之行儀偏表邪惡案本朝之此所爭道科坐哉為國為法不
可不禁宣仰聽衙追部京都上皆院宣如斯

仍執達如件 正慶三年三月八日 權中納言定資奉

謹上 中御門中納言

別當殿

別當宣

法華宗門事

任被仰未之旨上彼一類僧徒早可被追却洛陽之旨別當殿仰所
候也

仍執達如件

三月十一日 前土佐守榮業奉

謹上高倉博士大夫判官殿

家綱公墓誌 人見友元制

○

寛永十八年辛巳八月三日降誕

征夷大將軍從一位右大臣

延寶八庚申五月八日薨

嚴有院殿贈正一位大相國公

御位記

正三位（從一位カ）源家綱

右可贈正一位

中務威振万邦化溢四海勇智安世武德夏今宣遵慎終之禮式兼

贈爵之恩可依前件主者施行

延寶八年庚申五月廿一日

中務卿親

正四位下行中務太輔臣源朝臣資冬　宣

正四位下行中務少輔臣藤原朝臣祐宣　奉行

○

尾陽本貫の水野氏或ハ源氏又ハ藤原等各家系譜と載し按ずるに

春日井郡水野村住水野正照ゝ家古京岳ゝ高望王の三男治守府将

軍平良兼の子武藏守公雅の裔ゝり治承四年四月の下知狀策代その

古語狀多し其中に青野原合戦の時ゝ氏石水野平七揚ル小文字師並

役ノ時並義物の不の小文ハ中中平太郎中致顯延永十九

年の春伯中守ゝ住ゝ其口宣今現ゝ伯中ゝ伯中ハ延永十九年十二月廿日卒と

上水野村感寺ゝ葬ゝ義雲院仁峯宗智居士と号ス其外先祖岩郡

志談郷司職と八條院ゝ領ゝ補ゝ賜ゝ狀等数通ゝ水野の庶流ゝ志談

氏有水野代ゝ代ゝ地ハ上水野村のゝ内一所と呼ぶ地ハ小字方ナリ水野久治郎

織田内府ゝ仕ゝ百貫文の地と領ゝ内府死流の後宰人と成ル伯中ゝ

より今宗匠まで八代之間は我府下に住して此道を執し名誉の出来と
此流之鑑大家衆を先祖と称しと

奥国五年十月小田少将治久ニ為師公属し敵となり依之一宮并親房
入道春日中将少将貝信秀仲関の城に籠り其後宮并ニ顕時小書城に在
ところなる奥国六年の夏宗良親王より信濃へ帰り遠江に至り給ふ
国人宗を背くにて三河国室春か足助へ移しまゐらせけり
給ひけり

一篇に思ひ定め給ふ八橋の辺りに身をよせられけるか
駿河国に御座を移され彼国ハ狩野兵衛太夫入江蒲原城に三の宮
方にて奥良親王兼て據文あり此ハ千家に移し住せ給ふ甚然

給ひけるにつけし二條為定卿へ元遺御文に
こなたかなたへうつりにしかのみと及道の事を思ひはなれ
御返事
思ふ事ありとも人をなにかせんその世にあらぬ身にはつけても
宗良親王

大塔忠雲僧正へ遣すに
行先も波の笑くるも浦と浜ハまた此海も二條の浦風
駿河国にうつりすみけるころ　御方よりよし聞きけるに信濃より鞍
御させたまひける時兵部卿の人々御方様をとも参る二人あれば
ましきよしおもひこゝろざしを感じましゝて
者という事なりし此の汁浦浜まで見およびて申されけれ

東海道を上りて駿河ふ駿河より東の国を
をさめて
上野の寺に中ゆ思いる僧の法名を雲ハ秋月と申し
甲斐国一宮に住して第三の神主の神職をも勤し
ゆ住して是ハ
小さ者一南ふ向りて七山の峯の樹とのうり長ケん
甲斐国自剛と云て出馬を為て
ゆりとの行うれ行と云しゆ人をあし
信濃国大河原中に家の長坂釣閑
住ハ奥長の天くゆ

神の祈の相と云て長三丈あり毎夕はいりあり
長きの書ハの長ケ十ゆ行りて到とん越中国と長ケ伯ふ白い
ふかこの海一云て是ひて
神ふ向て二条為之のりくへ南帝より勅使ありて
いたりにして神為ハ
今ハ又同長ケ伯ふ海ふ
為之行

京ふ為ハ長れとハ云て行りにとりてあと行りりん
ゆ為ハ長ケ西北ゆ為のあ西ハ海ふ長ケ長ケ
正平二年無文和尚入唐して住山寺と上ゆ長れハ遠ゆ方為る

岡山にて御ものがたりの次（宗良の中連校）同じ四年三月十日南帝崩御の年の十二月の意
海寺に葬し奉る後村上院の軍一品中務の宮宗良親王信濃より
吉野へ出でられ御しく古院の御弔ひなり
扨又思ひかけぬ事ども聞こえて御ものがたりの一ふし
小深して今上（長慶院）長慶院へ奉る又信州大河原へ出で白文中二首のみ
又吉野へ出でられ御ふしなり
天授三年冬吉野村上院七回忌なり日光大僧正牧美へ法の
小歌
我年ふりて花もさかんはかりし花と咲けるなるらふ
頼意ぬし

扨又吉野の美は梅にて有る花に御ものがたり
同三年七月七日南帝崩御宗良親王御歌
後村上院御ものがたり
宗良の中将無良小弟と云ふ人年久しく有て所御ものがたり
宗良の中将へ出でられ
いふかひなき流れてなほ思ひ出の数
宗良中将
思ひてもいかにかなる時なれや苦の海の海
同みなの軍乃文宗良信濃へ出でられ
三七のひ一首の歌と詠し南帝崩御

天王ありと聞えし御所の跡のみかりあはれとふ志やせ給へりける人

御製

ふるさとは木草の麻衣風つらくもあはれ古郷の庭の秋

天授かとや信濃の宮方南朝を背き弓矢にて京へ人御ともに宗良法親王と

申す帝の御子河内(辛)山中に住み給ひて九月十三夜の御返歌大宮

御実和歌と詠じ宗良親王へ送り給ふ

故となれば君には思ひかりけん聞えてなほゆふの月

宗良親王

身のいかに哀ならんしんには思ひ出る月ところき

弘和元年十二月南朝にて宗良親王新葉集を撰せらる

宗良親王は南朝にて上野井伊谷にて薨じ給ふとぞ

冷泉寺殿とも申しは以入道の筆の由也

正平廿四年の比まで南朝の御願大和河内和泉紀伊伊賀伊勢

志摩の国皆以て越後信濃上野駿河遠江

長門紀後日向大隅薩摩なりとも此方なりしも其外広方の地を

し此方は征東将軍宗良九国は征西将軍良懐筑紫肥州に小畠

本武家の蔵書ありて書写せし香の名宗良親王の御筆とのこ

記せし興良とは南朝紹運図には宗良親王第二の御子とあり

又これと宗良の御子とも云ふ宗猷尹良王の御子なり

王は応永三年八月信州並合にて自害ましましけり

○
国々のがれ琉球国に隠れ有りと並合紀に委くのせ侍る
大坂の軍事を命ずるもの也汗牛充棟にして巨々千万を録せし
中将氏某せし浪速餘録といへる書は説に於て諸家の書ある
将に卯の年此書を作らせしるとそれは大坂籠城の士卒人
と云る也といへり去年まで生きたる秀吉の旗はいかにと有
て有りし頃より行相見えてたる始は終に降参に赴て忠を守らんと
有りしかとも一度落城に及て浪客と成り各々遁し旗を示
師に従ひ至りて反心揭号として讒言御上より此十月
十八日大砲を放たしめし秀頼廿日山里の廊に謁見
刺後と去りて時をとらん殺さんとせし嗚呼下忠

○
○式問世良田有親主遊行上人の弟子となり徳阿弥と号し諸国を行脚
の時そ下向の時の年に至りて四国上人の話を聞き侍る事など
加へ是より後に大浜の称名寺に到り陶りて安居して弟子
となりて後身に一遍上人より十五世遊行上人応永二十四年
八月十日化を十四世遊行上人称号より見住四国して永享
十二年十二月十五日寂せり恵永元年十二月有親王陶て父子共に
なり共に浄土宗に帰依せしは十四代の上人の時なりと云々
酒井雅楽頭源広親は世良田有親の子にして雅楽頭
正親等の祖也或說に酒井左衛門尉源忠則永享の比三河國坂井村に
住せり浪々の間其在所の名を称して酒井と称せり成瀬七郎

忠房卿ハ忠親ハ作手の四位ハ[illegible]
新田の一族大館の末流[illegible]
[illegible]
大館氏の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
今川義元ハ国元る国氏の九世侯[illegible]
侯[illegible]
三代実録、貞観二年閏[illegible]月丁酉[illegible]
多[illegible]

○

○

摂家

三内口訣曰三光院内府御遺 北畠具房言也 摂政家と云心ハ元来近九ノ二流ヨリ出近衛ヨリ出タルヨリ家号と称シ九條ヨリ別レタルと二条一条ト中ス也と摂家ノ五流と号シ[illegible]摂家ハ[illegible]量[illegible]家ヲ

而雖為無限名[illegible]九條ハ雖為庶流峯関白月輪禅閤後京極摂政ノ御記号ヲ三代ノ記ト号シテ為天下之鏡然間九條ハ正嫡ト見ヘテス

抑摂家ノ用ヒハ五流無差別候但二條ノ一流ハ南朝御出奔ノ後光厳院被同聖運当代ノ御一流被用正統事ハ二條 後普光園院 桜町殿号基公 一條二條ハ長基武家ト議ノ宗光院ノ流ヲ閣キ後光厳院ヲ立ツル

[illegible]

諱の字と換へらるゝに成り

滿基ノ義滿ノ代 持基義持ノ代 持通同上 政嗣ノ義政ノ時 尚基ノ義尚ノ時 尹房ノ義尹ノ時

晴良義良ノ代晴 昭實義昭ノ代 康道神君ノ代 元平大猷公 綱平嚴有公

始祖 始立根基叡業之祖 貳日鼻祖 先祖 非一代自始祖之子 至高祖之子 高祖 最高在上

曾祖 推上祖轉增益之 大父 祖父也 父 己 子 有別子次子二子子孫子等

孫 孫者續也 續祖ノ後 曾祖 曾猶重 玄孫 玄懸也子高祖相懸也 來孫 言者從來之親

昆孫 昆後也又貫情遠而以礼貫連之也 仍孫 仍重也又曰以礼仍有之耳 雲孫 遠云如浮云也

耳孫 言真去高祖甚遠但聞之也 後裔 後代子孫也 百代稱之

系図ハ諱ヲ記置ケリ其ノ後ハ前ノ名ヲ記

諸家伝

良嗣改忠嗣

先考ヲ又地下ノ冥府ヲ驚ク其ノ名ヲ改テ忠嗣ト云ハ

千時ノ為ト言ヲ宝所ニ於テ

同上

高氏改尊氏

文武百官公卿ヲ始メ四海の人ヲ官の名ヲ改ル法の名ヲ

同上

義教元の義宣

義教初ハ俗形ヲ剃髮シ叡山の時先髮シ叡山の宣下ヲ以テ

義宣と称ヲ永享元年三月小松軍宣下の時義教と改ム是後

ハ名ヲ改ル

義政 義成

同上

義成の名ハ文安三年内谷字宝の時宸筆と深くれ〳〵詳なりといく
そと享禄二年従一位の宣義晴と称ふ〳〵此等の例をうく天て書
位〳〵北下之乃ひ御上のときハ法これ物に宣とし〳〵ともさ命と
あと無〳〵又ハ給て〳〵さ宣位之任叙ゆハ手附のうを先て其後
と位と〳〵ケ条清の法紙れて方綸の人名と〳〵爵とあるあ〳〵
かり

○ 殼面書物ノ表紙 簽外題 書套 炷 牙籤 象牙ノ小箭ヲ一部コトノ書ニ付見ヤスキ為ナリ

○ 鬚シタヒケ 髭ウハヒケ 髯ホウヒケ 俗俗詩文ニフカイ誤レル間多シ

鬼猶頭
俗俗ニ飛龍ト
いふものあり

鴟尾ハ鴟尾星ノ象
俗俗ニナヤチホコト云

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan